

指標 16.2.1

指標名、ターゲット及びゴール

指標 16.2.1 過去1か月における保護者等からの身体的な暴力及び/又は心理的な攻撃を受けた1歳～17歳の子供の割合

ターゲット 16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。

ゴール 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

定義及び根拠

- 定義
過去1年間（会計年度）の児童相談所における児童虐待相談の対応件数
- 概念
児童相談所とは、児童の福祉に関し、児童福祉法に規定する業務を行う機関である。児童虐待相談の対応件数とは、児童虐待の防止等に関する法律の第2条各号に規定する行為についての相談である。
- 根拠及び解釈
我が国において、児童虐待件数として扱われている一般的な値の一つである。
児童虐待は、児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものである。児童虐待の防止等に関する法律の第3条により、「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。」とされている。

データソース及び収集方法

福祉行政報告例。児童相談所を設置する都道府県・指定都市・中核市より対応件数の報告を受けた。

算出方法及びその他の方法論的考察

- 算出方法
1年間（会計年度）の各児童相談所における対応件数の総数である。

○ コメントと限界

1. 0～17歳の「児童」（例外規定等により18歳も含む）に関する虐待相談のうち、児童相談所において1年間に対応した件数である。
2. この数字は、虐待相談に対する「対応件数」であり、被虐待「児童数」ではない。
3. この数字は、児童相談所に対応した件数であり、これ以外にも、市町村等に対応した児童虐待案件があり得る。
4. 虐待については、性的虐待、保護の怠慢・拒否（ネグレクト）を含み、心理的虐待には、面前DVのような直接的な攻撃でないものを含む。

データの詳細集計

被虐待者の年齢×相談種別別、都道府県—指定都市—中核市×児童虐待相談の経路別、児童虐待の相談の相談種別×児童虐待相談の経路別等の算出は可能であるが、膨大なデータファイルとなるため、総数データを掲載する。

参考

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>

データ提供府省

厚生労働省

関連政策府省

警察庁、法務省、厚生労働省

担当国際機関

国際連合児童基金（UNICEF）